

平成29年6月伊賀南部環境衛生組合議会第192回臨時会会議録

平成29年6月28日（水曜日）

議 事 日 程

平成29年6月28日（水曜日）午前10時45分 開議

日程第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 副議長の選挙

第6 議案第4号 伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置
条例の制定について

議案第5号 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第6号 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について

（提案理由説明、質疑、討論、採決）

第7 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

出席議員

上田 宗久 中谷 一彦 福田 博行 細矢 一宏 三原 淳子

宮崎 栄樹 百上 真奈 森脇 和徳 吉住 美智子 吉田 正己

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	岡本 栄
副管理者	前田 國男	事務局長	手島 左千夫
総務担当参事	田中 明子	総務担当参事	大橋 久和
総務担当参事	澤田 之伸	総務室長	中野 雅夫
業務室長	伊集院 時仁		

事務局職員出席者

書記長	黒岩 宏昭	書記次長	及川 修子
書記	岡田 順正	書記	岡田 隆之

午前10時45分開議

(細矢一宏議長席に着く)

議長(細矢一宏) あらためまして、みなさまこんにちは。ただいまから、平成29年6月、伊賀南部環境衛生組合議会第192回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

最初に、議員の異動についてご報告申し上げます。

このたび、伊賀市の市議会議員の改選に伴い、伊賀市議会において、後任者の選挙が行われました。宮崎栄樹議員、上田宗久議員、中谷一彦議員、百上真奈議員が当選されましたことをご報告申し上げます。

日程第1 議席の指定

議長(細矢一宏) 日程第1、議席の指定を行います。

今回の議員の異動に伴う議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(細矢一宏) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第93条の規定により、中谷一彦議員、百上真奈議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長(細矢一宏) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日といたします。

~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

議長（細矢一宏） 日程第4、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年2月、3月、4月、5月及び6月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第5 副議長の選挙

議長（細矢一宏） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

副議長は上田宗久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました上田宗久議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました上田宗久議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました上田宗久議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項による当選の告知をいたします。

この際、上田宗久議員の発言を許可します。

上田宗久議員。

(議員上田宗久登壇)

副議長（上田宗久） 失礼をいたします。ただいま本組合議会の副議長に当選人とされました。今後におきましては、議長を補佐して、責務に専念いたしますので、どうか皆さん方よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

~~~~~

日程第6 議案第4号 伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置  
条例の制定について

議案第5号 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第6号 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例の制定について

議長（細矢一宏） 日程第6、議案第4号から議案第6号までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第4号、議案第5号、議案第6号の3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第4号、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてでございますが、本議案は、権限に属する事項について相互に関連性がある情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合して、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置し、その調査審議の手続き等を定めるものでございます。

また、議案第5号、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第6号、伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、それぞれ審査会の設置等に関する規定を削るほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（細矢一宏） これより、質疑を行います。

三原淳子議員。

議員（三原淳子） 質問します。まず、この個人情報保護審査会、そして情報公開審査会を一本化する理由ということ、聞きたいと思います。これまで別々にあったことには理由があったと思いますが、それをあえて一本化する、他の自治体ではもうすでに一本化されたところもありますけれども、この伊賀南部環境衛生組合において、今、現時点で一本化した理由をお答えください。

そして、条例の内容に入っていきます。第7条でありますけれども、多数決によって決めることが条例文の中にあります。第7条の3項、審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるとありますけれども、この審査会の性質上、できる限り合議制でもって決定していただきたいと思いますが、こここのところについての見解を求めます。

そして第15条です。第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると、罰則規定が明記されております。この法的根拠は何か、そして情報がかもし漏れた場合、被害が出た場合はどのような手続をもって、この条例の規定どおりに罰則を科していくのかを聞きたいと思います。

そして、これら今まで審査会は、規則に従って運営がされていたと思います。今回は条例化されました。そして、内容としても明確化されております。この内容を審査委員の皆さんはご承知なのか。しっかりとご認識をもって現在も委員としておられるのかを聞きたいと思います。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（手島左千夫） 失礼します。今回の審査会の統合に関して、各ご質問をいただきました。まず、今回の審査会の統合についてでございますけれども、直接的な理由といたしましては、私どもの条例、その大半がですね、名張市の条例を準用いたしております。今回名張市がですね、6月議会においてこの審査会、両審査会の統合の条例を定めていただきました。それに基づいて私どももですね、同じように、今回、それぞれありました審査会の統合についてですね、条例をお願いしようとしてございます。そのもっともな原因といたしましては、もともとこの審査会については、国の法律にもございまして、ただ、成り立ちといたしましては、情報公開の制度がですね、まず先に始まりまして、その後個人情報保護という観点で制度が成り立ちましたことから、それぞれ条例の制定時期、また、それに伴う審査会の設置の時期が異なっておりまして、で、それ

が国の方でもですね、平成17年だったと思うんですけども、情報公開・個人情報保護の設置の法律ということで、その統合の法律がなされたことからですね、全国的にも各自治体ですね、同じようにこの情報公開の審査会、また、個人情報の審査会、先ほどの管理者の説明にもございましたように、非常に内容的に審議の内容が類似する部分が非常に多いということもありまして、全国的な動きの中で統合が図られております。ただ、名張市の状況になりますけれども、同じようにですね、両審査会を運営している中で、やはり将来的にはですね、そういった統合が必要であろうということから、まずは、それぞれの委員さんの任期をですね、同じようにしていく、さらには先ほど三原議員のご質問にもありましたようにですね、そういったことについて、それぞれの委員さんにですね、ご理解をいただく、そういったことの時間もかかりましてですね、今回名張市の方で条例を、設置条例をですね、することによって統合し、また、それに基づいて私どものですね、両審査会の統合をお願いしたいということで、今回条例の制定をお願いしております。

また、審査会の運営上の中でですね、多数決のことについてご意見、ご質問がございました。当然、ご意見のようにですね、審査会の運営上5人の委員さんがおられますけれども、すべての委員さんがですね、ご意見を同じようにしてですね、ご決定をいただくということが当然理想でありますので、当然、委員会の審査の運営の中でですね、私どもそういった説明、誤解のないように、また、親切丁寧なですね、ご説明をさせていただく中でですね、しっかりとした判断をいただきたいとは思っておりますけれども、ただ、どうしても意見が食い違うという場合も、当然、これは可能性として出てこようかと思えます。そういった場合に、やはり、この条例の規定のとおりですね、やっぱり多数決ということでお決めいただくということはこれは必要なことだと、我々考えております。

さらに、規則のことについてのご質問がございました。当然、ご質問にありましたように、私ども今もって情報公開審査会また個人情報保護審査会、それぞれ審査会の規則ということをして設けておりまして、具体的に審査の、例えば、会長を置くだとかですね、会議をどのように進めるかとか、庶務は一体どこがするんだとかいう審査会の運営上のことを規則でそれぞれ定めておりますけれども、今回この統合に係る条例をお認めいただきましたらですね、当然、この規則の方もですね、それに合わせたような形であらためて制定をですね、事務局の方で考えております。以上です。

議長（細矢一宏） 情報流出が発生した場合の事務手続等の進め方についてもご答弁いただきたいと思います。

事務局長。

事務局長（手島左千夫） 申し訳ありません。答弁が一つ漏れておりました。情報の漏えいがあった場合ということで、できるだけですね、そういったことはあってはならないことですし、そのように審査会の運営についてもですね、私ども腐心をさせていただくんですけれども、この罰則の規定を設けさせていただいているようにですね、個人情報の方が一にも審査をいただいた中の部分がですね、漏えいしたということになりましたら、まずは被害を受けられた方が申し出をするなり、もしくは私どもがですね、そういった被害を受けた方もしくはそれ以外の方からもですね、そういった状況がですね、確認をできましたらですね、それぞれ、当然、捜査等は警察の手をおかけすることは必要かと思いますが、そういった調査の上ですね、司法の判断をうかがった上で、この罰則の規定をですね、適用せざるを得ないかなと。で、さらに申し上げますと、この罰則規定については、先ほどもお話しさせていただきました国の法律でも同様の罰則規定が設けられておまして、名張市もそうですね、私どもそれを準用させていただいていると、そういうことでございます。以上です。

議長（細矢一宏） 三原淳子議員。

議員（三原淳子） これまで伊賀南部衛生組合でこの審査会に付議した、諮問したのがどのようなものがあったのかお聞かせください。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（手島左千夫） 私の記憶だけになりますけれども、これまで、当然、情報開示の請求等は年に数件ございます。ただ、それにかかわってですね、請求人の方から審査請求を求められるとか、異議申し立てを求められるとかというようなことはございませんでしたので、実際的にはこの審査会でご審議をいただいたということはなかったというふうに考えております。以上です。

議長（細矢一宏） 三原淳子議員。

議員（三原淳子） わかりました。市民の知る権利をしっかりと守っていただくこと、情報公開がしっかりと実施されるように、また、個人情報が決して漏れることなく守られるように審査会の役割を果たしていただきたいと思います。同時に審査員の皆さんの人権もしっかりと守って適正な運営をされることをよろしくお願いいたします。以上です。

議長（細矢一宏） 他にご質疑ございませんか。

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

議長（細矢一宏） これより討論を行います。

討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第6号までの3議案について一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号から議案第6号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

（議員中谷一彦退場）

日程第7 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（細矢一宏） 日程第7、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、議員のうちから選任され、監査委員をお務めいただいております福岡正康氏が、本年3月31日をもって監査委員の任期が満了となりましたので、その後任として、中谷一彦氏に監査委員をお願いいたしたく、組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、中谷氏は、地方行政に豊富な経験と深い見識を有し、まさに監査委員として適任者であると考え次第であります。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明といたします。

議長（細矢一宏） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（細矢一宏） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議長（細矢一宏） 討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） ありがとうございます。起立全員であります。よって議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

（議員中谷一彦入場）

~~~~~

議長（細矢一宏） 以上で本組合議会臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成29年6月伊賀南部環境衛生組合議会第192回臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。ありがとうございました。

午前11時04分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員